

農政対策資料
令和元年5月

農政をめぐる情勢

目 次

- | | |
|-------------------------------|---|
| I 規制改革推進会議がJAグループからヒアリング····· | 1 |
| II 日米貿易交渉、早期合意への議論を加速····· | 2 |
| III 農地中間管理機構関連改正法が成立····· | 7 |

J A 愛知中央会

今月号のあらまし

I 規制改革推進会議がJAグループからヒアリング

4月24日、規制改革推進会議農林ワーキング・グループは農協改革の進捗状況をJAグループからヒアリングを行った。

II 日米貿易交渉、早期合意への議論を加速

4月26日（現地時間）、安倍首相とトランプ大統領はホワイトハウスで会談し、日米貿易交渉の早期合意への議論を加速することで一致した。トランプ氏は「日本が米国の農産物にかけている多大な関税を除きたい」と求め、首相は「WIN-WINとなる交渉を進めたい」と感じた。

III 農地中間管理機構関連改正法が成立

農地中間管理機構（農地集積バンク）関連改正法が4月24日の衆院本会議、5月17日の参院本会議において、自民、公明、維新の賛成多数で可決し、成立した。

5月24日、同法が公布された。今後、以下の通り、2段階で施行が行われる。なお、省令等について6月上旬にもパブリックコメントが行われる見込みである。

I 規制改革推進会議がJAグループからヒアリング — 大田議長、信用事業の在り方に厳しく言及 —

- 4月24日、規制改革推進会議農林ワーキング・グループは農協改革の進捗状況をJAグループからヒアリングを行った。
- 全農は、各分野の改革内容を示し、農家手取り最大化に向け、55JAをモデルに指定していることを報告した。物材費削減などの47のメニューを示して実践を促し、農家収益の改善などの成果を紹介した。
- 農林中金はJAの信用事業の運営について報告。全国600以上のJAのうち事業譲渡を検討するのは5JAで、大半が合併を含めて総合事業の継続を考えていると説明した。

II 日米貿易交渉、早期合意への議論を加速 — 首脳会談でトランプ氏が農産物関税に言及 —

1. 日米貿易交渉について

- 4月15～16日（現地時間）、茂木経済再生担当相とライトハイザー米通商代表部代表はワシントンで、日米貿易交渉の初会合を開催し、農産物や自動車を中心とする物品交渉の加速で合意した。
- 26日（現地時間）、安倍首相とトランプ大統領はホワイトハウスで会談し、日米貿易交渉の早期合意への議論を加速することで一致した。トランプ氏は「日本が米国の農産物にかけている多大な関税を除きたい」と求め、首相は「WIN-WINとなる交渉を進めたい」と応じた。
(政府対策本部が公表した首脳会談の結果概要は別紙1の通り)
- 首脳会談終了後、茂木経済再生担当相は、記者からの農業分野で何か具体的な議論があったかという質問に対して、TPP、日EU・EPAの発効に触れ、「米国から一貫してこういった状況を改善したい、こういう思いを常に言われている。ただ、具体的にどうするという話は出ていない」と回答があった。
(茂木経済再生担当ぶら下がりの概要は別紙2の通り)
- 27日、トランプ大統領は米国中西部ウィンスコンシン州で開いた支持者集会で、「米国が輸出したい農産物を日本は買っていない」と述べた。また、日米貿易交渉や防衛協力は「とても順調」と強調した。
- なお、米国タイム誌（5月1日・現地時間）は、トランプ大統領は安倍首相に配慮し、日米貿易交渉について、今年夏の参院選後に本格化する可能性があると報じた。
- 今後、日米両政府は、日米貿易交渉開始後初の事務レベル協議を21日に米国ワシントンで開く。また、24日にライトハイザー氏が来日する方向で調整しており、27日に日本で開かれる日米首脳会談に向け、交渉の論点を整理する方針と報道されている。

2. TPP発効によるブドウの輸入増加

- 財務省の貿易統計で、ブドウの3月の輸入量が7677トンと、単月では統計のある1988年以降で最大となった。種がなく皮ごと食べられる品種を中心に需要が伸び、小売りの売り場が拡大しており、TPPの発効で季節関税が即時撤廃され、単価が前年より抑えられたことも要因となっている。

日米貿易交渉に関する閣僚会合・首脳会談の結果概要

平成 31 年 4 月
内閣官房 TPP 等政府対策本部

1. 会合概要

- (1) 日時・場所：
平成 31 年 4 月
25 日午後：閣僚会合
26 日午後：首脳会談
於：ワシントン D C



- (2) 出席者：
閣僚会合：茂木大臣、ライトハイザー通商代表他
首脳会談：安倍総理、トランプ大統領、茂木大臣、ライトハイザー通商代表他

2. 結果概要

- (1) 日米首脳会談を前に、25 日、茂木大臣とライトハイザー通商代表が協議を行い、先週行われた日米貿易に関する 2 日間の協議内容の確認とともに、両首脳が求める、日米 Win-Win となる良い成果を、いかに早期に実現するか、という観点から率直な議論が行われた。
- (2) 26 日の日米首脳会談においては、安倍総理より日系企業の対米投資の拡大、米国からのエネルギー等の購入拡大についてのアップデートした説明の後、日米双方にとって利益となる方策が日米経済関係ひいては世界経済の発展につながる旨述べた。
- (3) その上で、日米貿易交渉では、茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で、昨年 9 月の日米共同声明に沿って、物品貿易について議論が進んでいることを両首脳が歓迎した。
- (4) また、安倍総理は、デジタル貿易（E コマース）の取扱いについても、この分野を日米が主導するべく前向きな議論が行われることを期待していると述べた。
- (5) こうした考えを踏まえ、両首脳は、茂木大臣及びライトハイザー通商代表に対し、日米貿易交渉での早期の成果達成に向けて、今後も日米の信頼関係に基づき議論をさらに加速させることで一致した。

茂木大臣ぶら下がりの概要

日時：4月26日（金）18：59～19：09 場所：アメリカ・ワシントンDC

（茂木大臣）

本日17時45分から約40分間、ホワイトハウスで行われました日米首脳会談拡大会合、経済分野のうち、日米貿易交渉に関する部分について、私から報告させていただきます。

まず安倍総理より日系企業の対米投資の拡大、米国からのエネルギー等の購入の拡大についてのアップデートした説明の後、安倍総理から、日米双方にとって利益となる方策が日米経済関係ひいては世界経済の発展につながると述べたところです。

その上で、日米貿易交渉では、私とライトハイザー通商代表との間で、昨年9月の日米共同声明に沿って、物品貿易について議論が進んでいることを両首脳が歓迎いたしました。

また、安倍総理は、デジタル貿易、Eコマースの取り扱いについても、この分野を日米が主導するべく前向きな議論が行われていくことを期待している、このように述べられました。

こうした考えを踏まえて、安倍総理、トランプ大統領両首脳は、私とライトハイザー通商代表に対して、日米貿易交渉での早期の成果達成に向けて、今後も日米の信頼関係に基づき議論をさらに加速させることで一致したところであります。

（記者）

トランプ大統領は、冒頭のカメラ撮影の部分で、大統領が日本を訪れる5月末のところでサインできるかもしれないとの発言がございました。今回の首脳会談を終えて、日米双方でなんらかまとめる目途についての合意があったのか、あるいは合意まではないにしても、いつ頃までを目途にまとめようという認識の一致はあったのでしょうか。

（茂木大臣）

首脳会談では、早期に合意を目指すということで一致したところであります。トランプ大統領、冒頭のカメラ撮影の部分で、この貿易交渉の協議が非常に順調に進んでいるとそういう評価をされた上で、順調に進んでいるのだからできるだけ迅速にとの期待感、これを述べられたんだと理解しております。

（記者）

同じくトランプ大統領は、農産品の関税の撤廃というような表現まで使われていると思われるのですが、これについてはTPPが最大限という、昨年9月の共同声明を上回る譲歩になるのではないかという懸念があるわけですが、その点についてお願ひします。

（茂木大臣）

私とライトハイザー通商代表との先週からの協議におきましては、昨年9月26日の日米共同声明に沿って今後の交渉を進めていくということは再確認しております。そして、そこの中には、日本として過去の経済連携協定で譲許した内容が最大限である、こういったことはしっかりと盛り込まれているわけであります。トランプ大統領からTPPを上回る内容云々、こういった話は全く出ておりません。

（記者）

仮に5月末にサインとなった場合に、これは米議会の承認を必要としないような、つまり日本側だけが農産物の関税削減を、トランプ大統領が先ほどいった文脈でいいますと日本側が農産物の関税削減に応じる。一方でおそらく米議会の承認を必要とするようなアメリカ側の関税削減、日本側の利点が必ずしもないようなものになる可能性が高いのではないかと思うのですが、今の時点でののような懸念はどのように考えていらっしゃいますか。

(茂木大臣)

先ほど申し上げたように、協議が順調に進んでいると、ですからできるだけ迅速にですね、これは別に議会を通すということではなくて、合意をするということについて、時期について期待感を示されたわけで、この協定が発効する時期について言及されたものではないと考えております。

(記者)

5月末の合意では、あくまで仮のもので、そこからも交渉するという理解でよろしいでしょうか。

(茂木大臣)

基本的にこういった通商交渉、協定を結ぶと、そして議会なりを通してから発効するというのがＴＰＰでもそうですけど、そういうかたちでありますから、合意をする時期につきまして、それも期待感であります、そのようにお話をされたと理解しております。

(記者)

トランプ大統領が示した期待感ですけれども、それはもう現実的なものだとお考えでしょうか。

(茂木大臣)

私とライトハイザー代表との協議では、いつまでに合意を目指す、こういった話は出ていません。日米がWin-Winとなる良い成果をできるだけ早期に出したい、こういった思いは共有いたしております。

(記者)

確認なんですけれど、今日の首脳会談で為替条項でしたり、自動車の数量規制、もしくはサービス分野の交渉の要求みたいなものはトランプ大統領からあったんでしょうか。

(茂木大臣)

その3点いずれも出ておりません。

(記者)

232条、自動車の25%の高関税を課すという期限が5月18日に迫っていると思うんですけれども、これについての総理からの言及でありますとか、トランプ大統領からの言及というのをございましたでしょうか。

(茂木大臣)

ありませんでした。

(記者)

今の質問に関連して、232条、鉄鋼・アルミニウムの関税は日本も対象に発動されているところであり、これに関する議論というのは、先週から昨日の会合、それと首脳間でのやりとりの中であったのでしょうか。

(茂木大臣)

ロス長官の方から若干の説明はありました。

(記者)

農業分野に関してなんですかけれども、共同声明に基づいてという部分以外に、農業分野で何か具体的な議論というのはあったんでしょうか。

(茂木大臣)

農業分野についてはですね、今、現実の問題として、TPPが発効していると、また日EU・EPAも発効している、こういった中で米国から一貫してこういった状況を改善したい、こういう思いを常に言われているところであります。ただ、具体的にどうするという話は出ておりません。

(記者)

トランプ大統領からは農産物の削減という話があったと思うんですが、安倍総理から逆に米側の自動車関税の削減とかの要求はされたんでしょうか。

(茂木大臣)

要するにTPP、日EU・EPA等が発効して、アメリカの農産物の競争条件が悪くなっている、これを改善したい、こういう話はありました。

(記者)

それに対して、安倍総理の側から米側の関税削減を求めた発言はあったんでしょうか。

(茂木大臣)

さきほども申し上げましたが、具体的な中身について、今日突っ込んだ議論があったわけではありませんでした。

(以上)

III 農地中間管理機構関連改正法が成立 — 衆・参農林水産委員会で附帯決議を採決 —

- 農地中間管理機構（農地集積バンク）関連改正法が4月24日の衆院本会議、5月17日の参院本会議において、自民、公明、維新の賛成多数で可決し、成立した。（法案の概要は、「農政をめぐる情勢」平成31年2月号参照）
- 5月24日、同法が公布された。今後、以下の通り、2段階で施行が行われる。なお、省令等について6月上旬にもパブリックコメントが行われる見込みである。

【2段階の施行期日とその内容】

①公布日から半年以内：下記以外の改正事項
②公布日から1年3か月以内： 農地利用集積円滑化団体の統合一体化（JA等が配分計画案を作成できる仕組みの創設を除く）や都道府県等が認定農業者を認定する仕組みに関する改正事項

- なお、衆院農林水産委員会、参院農林水産委員会ともに、市町村や農業委員会などの活動支援などを盛り込んだ附帯決議を全会一致で採決している。
(参院農林水産委員会の附帯決議は別紙1の通り)

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

農業者の減少及び高齢化、農地面積の減少が進む中、農業の生産性を向上し、持続可能なものとすることが不可欠である。そのため、担い手の育成・確保を図りつつ、担い手への農地の集積・集約化を加速化させること等により、農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進することが重要である。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 地域における農業者等による協議の場において作成する人・農地プランが、単に支援措置を活用するためのものではなく、地域の農業の将来像を見通すことのできるものとして実質化されるよう、地域の農業事情に精通した市町村、農業委員会等が、農業者等の協議において調整能力を発揮しうるよう、その活動に対しても十分な支援を行うこと。

また、農業者等による協議の場が適時適切に開催されるとともに、その協議の場に地域の農業者はもとより、新たに農業経営を営もうとする者等多様な農業者等が参画し、十分な議論を行い、関係者の合意が形成されるよう留意すること。その際、これらの取組に対して十分な支援を行うこと。

二 農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化に当たっては、これまで旧円滑化団体が実績を有している地域において混乱が生じないよう、旧円滑化団体の機能が存続し、効果を発揮していることを明確化した上で、本改正内容を丁寧に周知すること。

三 農地中間管理機構が、農用地利用配分計画案の提出等の協力を求めることができる対象として追加される市町村が指定するものの基準については、各地域における農地の集積・集約化の取組等を踏まえ、旧円滑化団体を位置付ける等、地域の実情に即した実効ある体制を整備すること。

四 中山間地域等の条件不利地域においては、農地の受け手不足等、平坦地との格差により農地の集積・集約化を進めることができることに鑑み、当該地域の実情を考慮した事業運用を図るとともに、関連施策との連携を図る等効果的な支援措置を講ずること。

五 複数の市町村にわたる農業経営改善計画の認定等に当たっては、申請する農業者に混乱を生じさせず、円滑な認定等が行われるよう、農林水産省、都道府県及び市町村が相互に協力・連携する体制を整備すること。

六 農用地利用改善団体が農用地利用規程に利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限定する旨を定めようとするため、農地の所有者等の同意を得るに当たっては、極力、全ての農地の所有者等の同意が得られるよう努めること。

七 認定農業者及び認定新規就農者に関する情報の利用等に当たっては、本法の施行に必要な限度を超えることのないよう十分に配慮すること。

八 新規就農者の定着状況について把握・分析し、その結果と現場のニーズ等を踏まえながら、新規就農に係る支援措置を講ずること。

九 農地転用の不許可要件として追加される、地域における効率的かつ安定的な農業経営を當む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合について、具体的な事項を早急に示し、転用期待の抑制につながる実効性あるものとすること。

十 この法律の施行後五年を目途として、施行状況等の勘案を行うに当たっては、施行直後より、農地及び農業経営をめぐる多様な状況、農地の集積・集約化によるコストの低減効果等について、常時、きめ細かく把握し、分析すること。

右決議する。

農政をめぐる情勢

令和元年5月28日

280部

編集・発行 愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印 刷 大栄印刷工業株式会社

電話 052 (937) 0180

〈ファクシミリ 052 (937) 0210〉

